

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 石川 修

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
比企郡川島町大字吹塚字天神 町一〇二二番二地先から同郡 同町大字戸守字南二四番四地 先まで	比企郡川島町大字吹塚字天神 町一〇〇七番六地先から同郡 同町大字北園部字安藤五三八 番一地先まで		区 間
一三・〇〇ゝ 一六・六七	七・九五ゝ 二二・二六	五・九五ゝ 二〇・八九	敷地の幅員 (メートル)
二八四・六〇	一三九三・二〇	延長 (メートル)	備考
新道建設工事及び道路拡 幅工事による。 旧 A の一部は、町道に引き 継ぐ予定である。			